

(仮称)ともによりそい・はぐくむ南相馬市
人権条例条文解説(素案)

目 次

1.	ともによりそい・はぐくむ南相馬市条例制定にあたり	1
2.	ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例	2
	前 文	2
	第1条 目的	4
	第2条 定義	4
	第3条 基本理念	5
	第4条 市の責務	6
	第5条 市民の責務	7
	第6条 事業者等の責務	8
	第7条 人権教育	9
	第8条 人権啓発	9
	第9条 相談・支援体制	10
	第10条 人材の育成・確保	10
	第11条 人権に関する施策の推進	11
	第12条 委任	12

1 ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例制定にあたり

1 ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例とは

市は「100年のまちづくり」にあたって、家族と友人とともに暮らすまちづくりを目指します。市民一人ひとりが個々の価値観を相互に理解し、多様性を認め合い、ともによりそい心をはぐくみ、家族や友人とともに、夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会を実現するため、この条例を制定します。

2 ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例制定の背景・目的

2015年の国連持続可能な開発サミットにおいて定められた「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「人や国の不平等をなくそう」など、17の国際目標が定められました。

これまで世界人権宣言を始めとして、人権差別の撤廃条約等、国際的な人権保護促進の取り組みがなされてきましたが、不当な差別やいじめ、プライバシーの侵害等はいまだに存在しています。さらに近年はインターネットの普及による誹謗中傷の増加、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病を理由とした偏見、LGBTQ等の性的マイノリティへの人権侵害等が課題となっています。

本市においては、平成23年に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）により多くの尊い命が失われ、また、多数の市民が市外への避難を強いられました。市や市民に対し全国から温かい支援が寄せられた一方、原発事故の被害者がいわれのない偏見や差別を受けることもありました。

加えて、東日本大震災以降、近隣自治体から避難してきた方、国内外から復旧・復興に携わる方、新たな挑戦に挑む方など、新たに多くの方々が本市において生活を営んでおり、本市の復興を更に進めて行くためには、お互いを理解し、尊重しあう意識の醸成が重要となっています。

のことから、市は不当な偏見・差別、人権侵害を認めないと宣言するとともに、市民一人ひとりが日本国憲法の定める基本的人権の尊重を改めて認識し、個々の価値観を相互に理解し、多様性を認め合い、ともによりそい心をはぐくみ、家族や友人、地域の全ての人とともに、夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会を実現するため、この条例を制定します。

2 ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例

前文

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とうたわれている1948年の「世界人権宣言」において、基本的人権尊重の原則が定められています。

1965年「人種差別撤廃条約」では、あらゆる形態及び表現における人種差別を全世界から撤廃すること、1979年「女子差別撤廃条約」では、女子に対するあらゆる形態での差別を撤廃すること、1989年「児童の権利条約」では、子どもが一人の人間として基本的人権を所有し、行使する権利を保障すること、2006年「障害者権利条約」では、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とするなど、基本的人権の保護促進のため国際的な取り組みが進められてきました。

2015年の国連持続可能な開発サミットにおいて定められた「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「人や国の不平等をなくそう」など、17の国際目標を定められました。

このような国際的な人権保護促進の取り組みがなされてきましたが、不当な差別やいじめ、プライバシーの侵害等はいまだに存在しています。さらに近年はインターネットの普及による誹謗中傷の増加、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病を理由とした偏見、LGBTQ等の性的マイノリティへの人権侵害等が課題となっています。

本市においては、平成23年に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）により多くの尊い命が失われ、また、多数の市民が市外への避難を強いられました。市や市民に対し全国から温かい支援が寄せられた一方、原発事故の被害者がいわれのない偏見や差別を受けることもありました。

加えて、東日本大震災以降、近隣自治体から避難してきた方、国内外から復旧・復興に携わる方、新たな挑戦に挑む方など、新たに多くの方々が生活を営んでおり、本市の復興を更に進めていくためには、お互いを理解し、尊重しあう意識の醸成が重要となっています。

のことから、市は不当な偏見・差別、人権侵害を認めないと宣言するとともに、市民一人ひとりが日本国憲法の定める基本的人権の尊重を改めて認識し、個々の価値観を相互に理解し、多様性を認め合い、ともによりそい、心をはぐくみ、家族や友人、地域の全ての人とともに、夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会を実現するため、この条例を制定します。

【趣旨】

前文では、この条例を制定する趣旨や目的を明確にするため、条例制定の背景や目指すべきまちの姿、その実現に向け取り組んでいくための決意を定めています。

【解説】

はじめに、第1段落から第4段落で、1948年の「世界人権宣言」や1965年の「人種差別撤廃条約」、1979年の「女子差別撤廃条約」、1989年の「児童の権利条約」、2006年の「障害者権利条約」についてと国際社会の目標である持続可能な開発目標（SDGs）での国際的な人権保護促進の取り組みについて触れ、国際的な取り組みがあっても、不当な差別やいじめ、プライバシーの侵害が存在していること、また、近年のインターネットの普及による誹謗中傷の増加や新型コロナウイルス感染症などの疾病を理由とした偏見、LGBTQ^①等の性的マイノリティへの人権侵害等があることを記述しています。

第5段落では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、本市のおかれた現状として、多くの人命が失われたこと、原発事故により多くの市民が避難を強いられたこと、また、市や市民へ支援が寄せられた一方で、原発事故の被害者がいわれのない偏見や差別を受けた事実についても記述しています。

第6段落では、東日本大震災以降、近隣自治体からの住民の避難、復旧・復興及び原子力発電所事故による除染などに携わる作業員などの労働者や高齢福祉分野をはじめ様々な分野における外国人労働者、新たな挑戦に挑むための移住者など、多くの方々が本市に暮らすことになり、本市に関わる全ての方々とともに復興の歩みを進めて行く必要性についてを記述しています。

これらのことから、市は不当な偏見・差別、人権侵害を認めないと宣言すること、市民一人ひとりが基本的人権の尊重を改めて認識し、個々の価値観を相互に理解し、多様性を認め合い、ともによりそい、心をはぐくみ、家族や友人、地域の全ての人とともに、夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会の実現を目的として条例を制定することを記述しています。

1 L G B T Qとは・・・レズビアン（Lesbian：女性の同性愛者）、ゲイ（Gay：男性の同性愛者）、バイセクシャル（Bisexual：両性愛者）トランスジェンダー（Transgender：こころの性と体の性との不一致）、クエスチョニング（Questioning：性的指向や性自認がはっきりしていない・定まっていないどちらかに決めたくない等）の各単語の頭文字を組み合させた性的少数者を表す言葉のひとつです。

(目的)

第1条 この条例は、不当な偏見・差別、人権侵害を根絶するとともに、市民の
人権の尊重の理解を深め、全ての人がお互いを思いやる人権意識の土壌と基
盤づくりを醸成し、多様性を互いに認め合い、ともによりそい、心をはぐく
み、全ての市民の人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現を目的と
する。

【趣旨】

この条例を制定する目的を定めています。

【解説】

不当な偏見・差別、人権侵害を「根絶」という強い言葉により、認めないと
ことを表しています。

本来、「人権」は、多様性を有する人それぞれにとって、身近に感じるもの
のでしうが、日常でほとんど「人権」を意識しない場合もあるのではないか
と思います。

多様性とは、あらゆる違いのある背景を持つ人が存在していて、自分が人権
に関わる様々な立場を持つ多様な存在であるということを意味しており、市民
が人権を他人事と捉えず、様々な立場から人権を考えていくことが求められて
います。

人権がすべての人にとって基本的人権からなる普遍的なものであるという
ことを理解し、個々の多様性を受容し、人権問題を多様な人の集合体である
社会全体の問題として位置付けていくことも重要な課題であるといえます。

この条例の基本とする考え方としての目指すものとして、一人ひとりの多様
性をお互いに認め合うことが出き、みんなが生きやすい社会の実現を図ること
目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号
の定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内に住む者、市内で働き又は学ぶ者
- (2) 事業者 市内に事務所を有し、又は市内で事業活動を行う個人、法人、団体

【解説】

条例で使われるもののうち、特に言葉の解釈を統一する必要がある用語について定めています。

(1)市民

市内に住所を有する人、市内に住む人、市内で働く人、市内の学校等に通う人をいいます。

(2)事業者

市内に事務所を有し、又は市内で事業活動を行う個人や法人、団体をいいます。

(基本理念)

第3条 この条例は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を基本理念とする。

- (1)性別、年齢、障がい、人種、民族、国籍、信条、性的指向、性自認、その他の事由を理由とした、不当な差別や人権侵害を認めない。
- (2)全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重される。

【趣旨】

市全体で共有すべき基本的な考え方である基本理念について定めています。

【解説】

日本国憲法第11条及び14条1項の下、基本的人権の保障と法の下での平等が定められていることを基に、本条例では、人権を尊重し、みんなが生きやすいまちの実現を図ることを目的として、人権を侵害する行為をしてはならないことを規定しています。

これは、「全ての人」とあるように、市民だけでなく、市内に居住するすべての人、滞在する人、自然人のほか、法人も含まれることを表しています。

「その他の事由」とあるように、例示以外の事由であっても、人権全般に関して、全ての事由を理由とする「不当な差別や人権侵害」を禁止しています。それは、いかなる場面においても、理由の有無にかかわらず不当な差別や人権侵害を認めない社会の実現を目指しています。

また、人権を侵害する行為が起こる主な理由として、本条に性別以下のものを挙げています。

- ◆ 「性別」とは、男性と女性との別をいいます。
- ◆ 「年齢」とは、生まれながら、その時までの経過期間を年または年月日によつて数えたものをいいます。
- ◆ 「障がい」とは、外部に存在する社会に多くある社会的障壁（バリア）によつてつくり出されたものをいいます。
- ◆ 「人種」とは、人間の皮膚の色をはじめ、頭髪、身長、頭の形、血液型などの形質的な特徴による区分単位をいいます。
- ◆ 「民族」とは、文化や出自を共有することからくる親近感を核として歴史的に形成された共通の帰属意識を持つ人々の集団をいいます。
- ◆ 「国籍」とは、一定の国家の所属員たる資格をいいます。
- ◆ 「信条」とは、宗教上の信仰や、人生観、世界観、政治観など、いわゆる思想上の信念をいいます。
- ◆ 「性的指向」とは、恋愛感情や性的な関心が主にどの性別に向いているか、向いていないかをいいます。
- ◆ 「性自認」とは、自身の性をどのように認識しているかという自己意識の概念です。性自認と身体的性（身体構造上の性）は関係がありません。
- ◆ 「その他の事由」とは、記載された事由以外の事由をいいます。これにより、あらゆる事由が含まれます。

（例：職業、学歴、社会的身分、門地、疾病 など）

（市の責務）

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、市民によりそい必要な人権施策を総合的かつ計画的に推進する。
- 2 市は、人権施策を推進するに当たっては、市民、国・県及び市内事業者との連携を図るものとする。

【趣旨】

人権施策を進める上での市の責務と役割について定めています。

【解説】

第1項では、市が、基本理念に沿つて、第7条以降の取組みについて、必要

な施策、計画を進めていくと共に、**市民と人権課題を共有し、課題解決に向けた相談体制の充実を図るなど**、市政の全てにおいて本条例の趣旨を踏まえ総合的に推進するという責務を明確にしています。

第2項では、第1項を推進するため、全ての市民、国・県、事業者が、共に人権施策、計画などを共有し、同じ認識・意識を持って連携し、人権を尊重しひんなが生きやすいまちの実現を図る姿勢を表しています。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、地域、学校、職域その他様々な場や機会において互いに認め合い、不当な差別が行なわれないよう努め、人権意識を高めるとともに、市が実施する人権に関する施策の推進に協力するものとする。

【趣旨】

人権施策を進める上での市民の役割と協力について定めています。

【解説】

人権にかかる市民の認識を調査するため、市民意識実態調査を実施した結果として、「人権が改めて尊重されていると感じる場面」については、「人権が侵害された場合」や「人権が尊重されていない場合」に立ったときに、人権を意識することが多いのではないかと考えられ、アンケート調査から「人権が尊重されていない」という面より「何が人権なのか」・「具体的に身の回りにある人権問題」への意識が低いことが推察されています。このことからも、全ての市民が、人権についての意識を共有して、夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会の実現を目指していくうえで、市の方針を踏まえ、家庭、地域、学校、職場など、社会生活全般にわたり、あらゆる場面、機会に際し、一人ひとりの多様性、置かれている立場を理解し、人権にかかわる不当な差別が無くなるような社会にする共通認識と人権意識を高めることを努力目標としています。

また、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすためには、市民一人ひとりの協力があつてこそ、より一層の推進が図られることから、市の施策への協力について規定しています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、人権に配慮し、不当な差別の解消に努め、事業活動に関わる人の人権を尊重する心をはぐくむとともに、市が実施する人権に関する施策の推進に協力するものとする。

【趣旨】

人権施策を進める上での事業者等の役割と協力について定めています。

【解説】

全ての市民が、人権についての意識を共有して、人権の尊重されるまちづくりを目指していくうえで、市の方針を踏まえ、あらゆる場面、機会に際し、一人ひとりの多様性、置かれている立場を理解し、人権にかかわる不当な差別が無くなるように、従業員や事業活動に関わる人の人権を尊重する共通認識が持てるようにしていくことを努力目標としています。また、市が、人権に関する施策を推進していくためには、事業者の協力があつてこそ、より一層の推進が図られるものであることから、市の実施する人権に関する施策に協力することを規定しています。

障がい者に関しては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」においても、第8条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）において不当な差別や権利の侵害を禁止する規定がありますが、企業や事業者においては、従業員及び顧客の権利を守るために、研修を行う等の取組みを行うことも考えられます。

事業活動において、長時間労働、正規・非正規雇用の待遇差、同一労働・同一賃金、性別・国籍による待遇差、パワーハラスメント、退職勧奨や不当労働などの問題に対しては、労働者の権利を保障するために様々な法整備がされていることから、これら事案に対して厳正に対処するべきですが、雇用されている立場である働く側は雇用主に対して働く側の権利・人権について主張しづらい環境にあります。さらに、働く側の人権侵害を防ぐために、働きやすい環境づくりの啓発を進めていくとともに、被害にあった際の相談体制及び救済措置の整備が求められています。

(人権教育)

第7条 市は、家庭、地域、学校、職域その他様々な場における様々な人権問題について正しい理解を深めるための人権教育の推進を図るものとする。

【趣旨】

人権に関する理解と意識の推進を図るための教育の取り組みについて定めています。

【解説】

人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）この中で人権教育とは人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいいます。

学校教育においては、道徳の時間をはじめ、あらゆる場面で、人権を意識しながら教育活動が実施され、人権に関する知的的理解をもとに豊かな人権感覚を醸成するための取り組みが行われていますが、アンケート調査では、様々な人権への理解促進を図るためにには、幼少期からの早い段階での人権教育の推進が求められており、子どもたちへの人権教育は有効ですが、一方、人権問題は幅が広いため学校教育だけに委ねるのでなく、家庭や地域、職域等のあらゆる場面での人権尊重に対する理解を深めるため人権教育の推進を図っていくことを定めています。

(人権啓発)

第8条 市は市民、事業者に人権に対する理解と意識の向上を図るため、メディア等を活用した人権啓発を行うものとする。

【趣旨】

人権に関する理解と意識の向上のための啓発の取り組みについて定めています。

【解説】

人権を尊重し、みんなが生きやすいまちの実現に向けては、全ての市民が人権の意義と共存の重要性を理解し、お互いに尊重していくことが求められま

す。

さらに、時代の変化に呼応し、L G B T Q 等やジェンダーに関する人権、S N Sに関する人権、ヤングケアラー等、新たな人権への関わりが問題となってきています。

市の市民意識実態調査でも、人権尊重の取組みとして、啓発をあげる傾向が多くなっています。

人権問題は、偏見や誤解、理解不足や無関心など、人権意識の欠如が原因となっている場合が多くあると考えられるため、市民が人権に対する理解を深め、身近なものであると認識され、市民の人権意識の向上と定着を目的に、有効な手法を活用した人権啓発の充実が課題となります。幅広い年代における人権意識の醸成にあたっては、メディアや I T を活用するとともに、高齢者等にもわかりやすい方法を取り入れた啓発を実施するなど、全ての市民に浸透するような、きめ細かで、多様な取り組みを推進していくことが大切です。

(相談・支援体制)

第9条 市は、差別その他の人権侵害による被害者（以下「被害者」とする。）のための相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、国・県、市民及び事業者と連携し、被害者の支援に必要な支援体制の強化を図るものとする。

【趣旨】

人権に関する課題や問題に対しての相談・支援体制について定めています。

【解説】

第1項では、人権侵害を受けた市民への支援について、被害を受けた市民に対して相談体制の充実をしていくことで、支援につなげやすい仕組みづくりの構築が考えられることを記述しています。

第2項では、具体的な支援策については、第11条の基本方針により取り組んでいくことになりますが、さらに、不当な差別を受けた市民に対する支援のため、国・県をはじめ、市民、事業者との連携強化を図ることを定めています。

(人材の育成・確保)

第10条 市は、国・県と連携し、市職員、相談員、教職員及び医療・福祉関係者等に対し研修を行うことにより、被害者の支援体制強化に必要な人材の育成、確保に努めるものとする。

【趣旨】

人権に関する取組みを進めるための人材の育成と確保について定めています。

【解説】

人権に関する正しい理解を備えた専門的な知識・スキルを有する人材として、市職員及び相談員、教職員、医療・福祉関係者等が上げられ、これら職員等への研修や講習会の参加を促し、人材の育成・確保を図るとともに、関係する機関が相互に連携・協力する仕組みや体制の構築が必要であると考えられます。

◆市職員

市の職員や市に付属する関係機関の職員を想定します。

◆相談員

市や市に付属する関係機関の相談員を想定します。

◆教職員

市内の幼稚園・保育所、小中学校、高等学校、専門学校等の教員、事務職員を想定します。

◆医療・福祉関係者等

医療従事者や高齢者施設、障害者施設、介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所などの福祉に携わる職員などを想定します。

(人権施策基本方針の策定)

第11条 市は、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進するため、人権施策基本方針を策定する。

【趣旨】

人権に関する課題について、市が取組む基本的な方向性を示す基本方針を制定することを定めています。

【解説】

南相馬市が、東日本大震災及び原発事故という未曾有の災害を乗り越え、「100年のまちづくり」を進めるためには、市民一人ひとりが個々の価値観を相互に理解し、多様性を認め合い、ともによりそう心をはぐくみ、家族や友人、地域の全ての人とともに、夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会を実現するため、市民が「人」を大切にし、個々の尊厳を守る意識を全ての市民が

共有し、人権への理解や認識を正しく深めてもらう必要があります。

人権問題については、人権施策を総合的かつ効果的に推進することとなりますが、「基本理念」のほか、人権に関する市民意識実態調査結果の人権に関する課題や問題を踏まえ、南相馬市として、基本方針の位置付けを示すとともに人権問題の現状と課題に対する推進、人権啓発や教育の推進等、人権施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めていくものです。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

【趣旨】

人権に関する課題や施策でこの条例の施行をするにあたり、条例で定めるもののか、必要な事項については、別に定めることとしています。

【解説】

条例の目的が恒久的に変わらず順守され遂行されていくことを見守ることが必要であり、実施される人権啓発や人権教育等を総合的に推進するため、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議」を別途要綱で定めることとしております。